

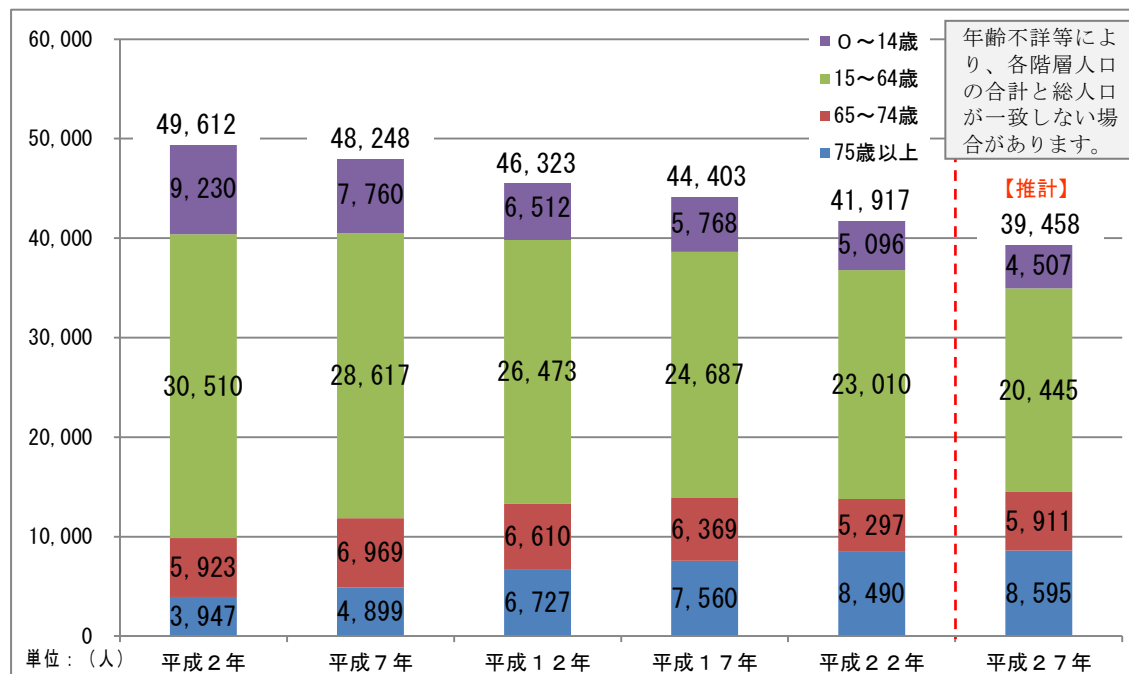
第2章

雲南市の概況

I 雲南市の人口と世帯の概況

1 年齢階層別の人口の推移

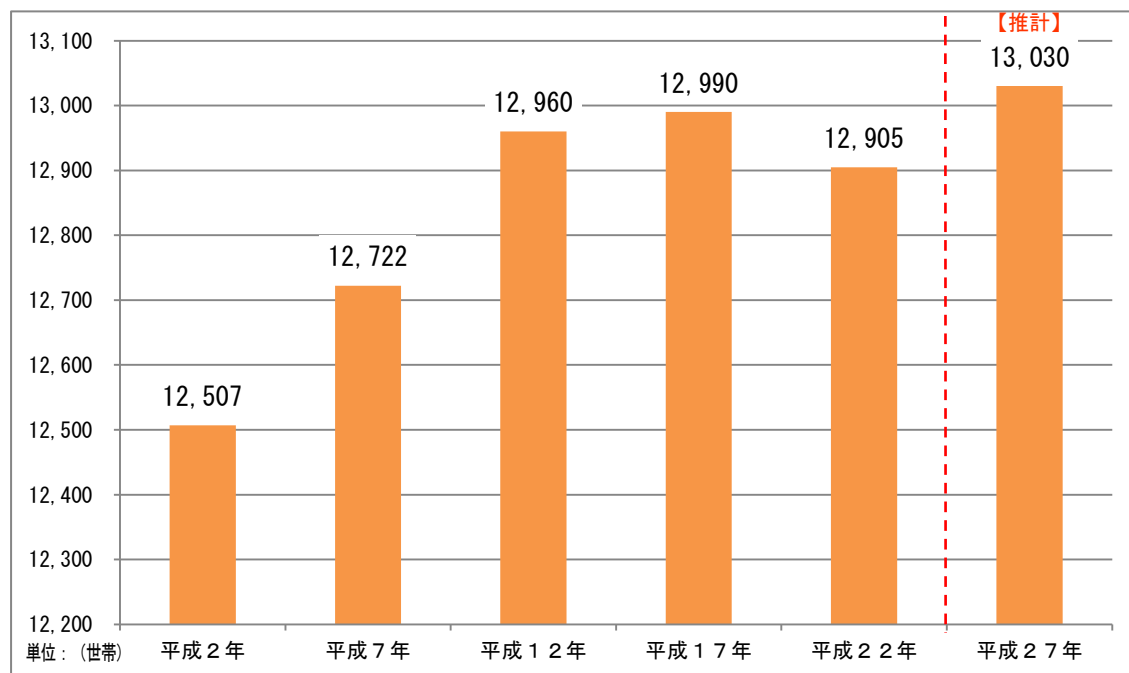
国勢調査による年齢階層別の人口構成では、年少人口割合の低下と老年人口割合の上昇が続
き、平成2年には老年人口割合が年少人口割合を上回り、その傾向は年々顕著になっています。



※ 資料：平成22年までは国勢調査
平成27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

2 世帯数の推移

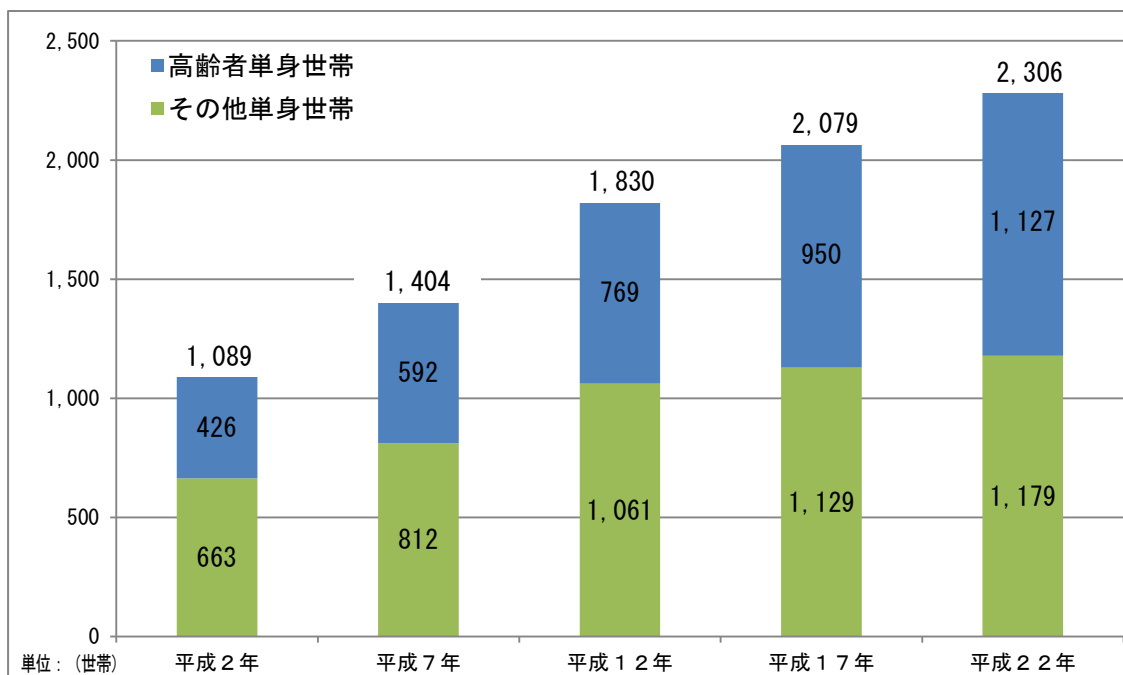
世帯数は平成22年の国勢調査では12,905世帯です。平成17年から5年間で約80世帯の減少となりました。



※ 資料：平成22年までは国勢調査
平成27年は平成22年国勢調査世帯数に住民基本台帳に基づく、22年～26年までの5年間の増減率を乗じて得た世帯数

3 単身世帯数の推移

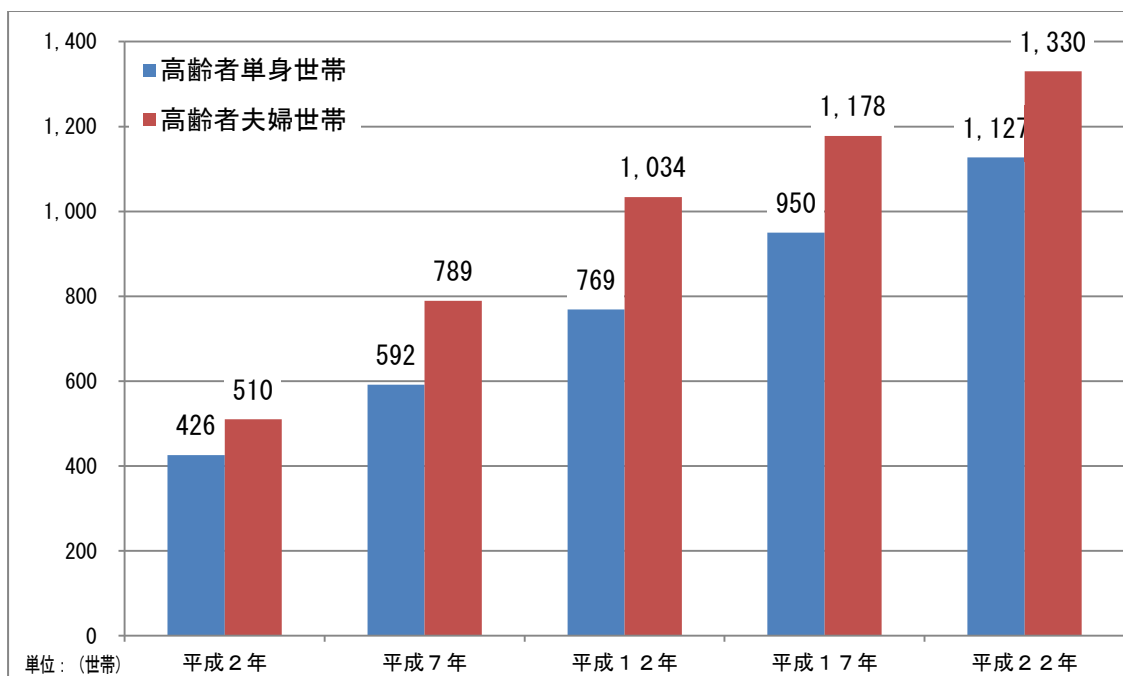
単身世帯数は平成 22 年の国勢調査では 2,306 世帯です。平成 17 年から 5 年間で約 227 世帯の増加となりました。



※ 資料：国勢調査（注）その他単身世帯数は、全単身世帯数から高年齢者単身世帯数を除いた数としています

4 高齢者だけで構成する世帯数の推移

老年人口割合の上昇と併せて、高齢者（65歳以上）だけで構成する世帯（単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯など）も増加してきました。



※ 資料：国勢調査

II 雲南市の福祉の概況

1 高齢者

要介護（要支援）認定者の区分ごとの数と、そのうちの認知症の人の数の5年間の推移は次のとおりです。

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人）

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1号被保険者数	14,006	13,782	13,792	14,050	14,261
要支援 1	204	210	249	276	313
要支援 2	241	263	288	286	314
要介護 1	395	450	471	518	541
要介護 2	412	384	456	472	516
要介護 3	295	349	320	357	333
要介護 4	361	361	315	315	325
要介護 5	456	465	461	454	399
合 計	2,364	2,482	2,560	2,678	2,741
認定率 (%)	16.88%	18.01%	18.56%	19.06%	19.22%

※ 資料：雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課（各年の数値は3月のもの）

(2) 要介護（要支援）認定者のうち認知症の人の数の推移

（単位：人）

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
認知症の人の数	1,550	1,562	1,610	1,784	1,853

※ 資料：雲南市地域包括支援センター（各年の数値は3月のもの 要介護・要支援認定者のうち認知症の日常生活自立度Ⅱa以上の人数）

2 障がいのある人

障がい者手帳等の交付を受けている方と、障がい程度区分の現況は次のとおりです。

(1) 身体障がい者手帳交付数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	視覚		聴覚・平衡		音声・言語 そしゃく		肢体		内部		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
1級	0	40					6	109	3	393	9	542
2級	0	49	3	52			4	260	0	0	7	361
3級	2	19	0	41	0	27	2	406	1	41	5	534
4級	0	15	0	35	1	15	1	583	0	104	2	752
5級	0	31	0	2			2	119			2	152
6級	0	16	1	115			1	78			2	209
計	2	170	4	245	1	42	16	1,555	4	538	27	2,550

※ 資料：雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課（※複数障がいのある方もおられるので延べ人数となっています）

(2) 療育手帳交付者数（平成 25 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	A（最重度・重度）	B（中度・軽度）	計
知的障がい者（18 歳以上）	181	237	418
知的障がい者（18 歳未満）	10	25	35
計	191	262	453

※ 資料：雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課

(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付数（平成 25 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
精神障がい者保健福祉手帳交付数	33	88	40	161

※ 資料：雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
自立支援医療（精神通院） 受給者証所持者数	650	680	716	765	774

※ 資料：雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課（各年の数値は 3 月のもの）

(5) 障がい程度区分の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計	区分なし	合 計
判定状況	40	71	57	44	37	61	310	126	436

※ 資料：雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課

3 子ども

出生数と出生率の 5 年間の推移は次のとおりです。

(1) 出生数・出生率の推移（単位：出生数は人／出生率は人口千対）

区 分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	
雲南市	出生数	293	311	252	293	256
	出生率	6.8	7.3	6.0	7.1	6.4
島根県出生率	7.9	7.8	8.1	7.9	8.0	
全国出生率	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	

※ 資料：島根県保健統計資料

4 生活困窮者

非課税世帯と被保護世帯数の 5 年間の推移は次のとおりです。

(1) 非課税世帯数と被保護世帯数の推移（単位：世帯）

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
非課税世帯数	3,426	3,767	3,832	3,821	3,855
被保護世帯数（月平均）	124	130	134	138	146

※ 資料：雲南市健康福祉総務課

Ⅲ 人口と世帯の概況から考えられる課題

1 年齢階層別の人口の推移から

少子化と高齢化が進んでいます。特に生産年齢人口減少の要因として、若年層の市外への転出があります。これは将来の少子化にもつながります。この傾向が続けば人口の減少により、地域・コミュニティの維持への影響も懸念されます。

2 世帯数の推移から

人口は減少しても世帯数は近年 12,900 世帯前後で推移しており、平成 27 年では約 13,000 世帯程度と推計されています。国勢調査では 1 世帯当たりの人員規模は縮小傾向にあり、核家族や単身世帯など世帯形態の小口・多様化による自助・扶養機能への影響も懸念されます。

3 単身世帯数の推移から

単身世帯が増加しています。単身世帯は同居家族がいないことから、家族で即応できる自助・扶養機能が弱い場合もあります。また、居住する地域・コミュニティの形態や本人の生活様式などによっては、地域社会とのつながりが薄れがちになることなども懸念されます。

4 高齢者だけで構成する世帯数の推移から

高齢者だけで構成する世帯が増加しています。これらの中には、地域で暮らし続ける上で様々な生活課題（図 2-1）などを抱える世帯もあります。また、単身世帯や夫婦世帯の他にも、親子で高齢者となった世帯も見られるようになりました。

Ⅳ 福祉の概況から考えられる課題

1 高齢者

平成 27 年度より介護保険制度が改正されます。これは、これまでの要支援者への介護予防給付を市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含め、多様な主体による柔軟な取り組みにより提供をできるよう、新しい事業の形式に見直すものです。

こうした動向も踏まえながら、公的制度による支援だけではなく、高齢者の地域生活を地域で支えていこうという意識の醸成を進め、これを基盤とした地域ぐるみによる支援体制づくりを進める必要があります。

2 障がいのある人

障がいのある人の分布は、幼少層から高齢層まで幅広い年齢層にわたります。そして障がいの種類とその程度などによっても、その人が必要とする支援内容は異なります。

また一方で、障がいのある人やその家族の高齢化も課題となっています。

こうした現状も踏まえながら、障がいのある人が地域でその人らしく安心して暮らしていけるように、公的制度による支援だけではなく、その人の暮しの場である地域が障がいについての理解を深め、これを基盤とした地域ぐるみによる支援体制づくりを進める必要があります。

3 子ども

世帯形態の多様化による核家族化や少子化の傾向が続く中で、子育て家庭の地域からの孤立も課題となっています。

子どもの健やかな成長を育むためには、明るく温かな家庭づくりが基本となります。そのためには、子育て家庭が地域から孤立しないよう、まずは子育て世代の親たちが、暮らしの場である地域の人々と気負いなく関わりがもてるような働きかけが必要です。

こうした視点も踏まえながら、子育て家庭を地域ぐるみで見守り支援していく体制づくりを進める必要があります。

4 生活困窮者

長引く経済の低迷による経済的困窮や地域社会の相互扶助機能の変化、家族等の自助機能の変化などによる社会的孤立を要因とした、生活困窮状態にある人が増加しています。

こうした生活困窮の課題は、多様で複合的かつ構造的なものが多くみられます。

平成27年度からは新たに生活困窮者自立支援法が施行されます。これは当事者の自立に向けた支援を目標としています。

こうした動向を踏まえながら、生活困窮課題に対しては経済的困窮への公的な支援とともに、社会的孤立を緩和・解消していく地域で包摂される環境づくりを進める必要があります。